

木津川市精華町環境施設組合 告示第5号

一般競争入札の実施について

下記により、一般競争入札を実施しますので、入札参加希望者は必要書類を提出してください。

令和3年4月13日

木津川市精華町環境施設組合
管理者 河井 規子

記

1. 委託業務内容等

(1) 委託業務名 環境の森センター・きづがわに係る一般廃棄物（焼却灰・飛灰）運搬業務

(2) 運搬廃棄物の種類及び性状

・焼却灰	設計時の比重	約 1.0 t/m ³
・飛灰	設計時の比重	約 0.35 t/m ³

(3) 発生量

・焼却灰	1週間あたり約55t（運搬回数6回程度/週）
・飛灰	1週間あたり約9t（運搬回数1回程度/週）

※なお、発生量は焼却量により変動する。

(4) 運搬先及び運搬距離

①運搬先

大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地
（大阪府堺市西区築港新町4丁4番）

②運搬距離等

・運搬距離	約6.3km（環境の森センター・きづがわから運搬先まで）
・運搬ルート	環境の森センター・きづがわから運搬先のルートについては、次の指定ルートを除いて任意とする。

【指定ルート】

次の区間は指定ルートを通行すること。

阪神高速大和川線 → 阪神高速湾岸線（出島出口） → 大阪臨海線 → 堺市道臨海1号線

(5) 運搬期間

令和3年6月1日から令和6年5月31日まで
(平日の月曜日～金曜日、ただし、施設の運転状況により、
年数回土日祝日の運搬が発生する場合がある。)

(6) 予定価格

車両1台1回あたり40,800円(消費税及び地方消費税除く。)

2. 入札参加資格要件等

(1) 入札資格要件

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- ② 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がされていないもの又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていないものではないこと。
- ③ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号)第4条に規定する委託基準を満たすこと。
- ④ 木津川市暴力団排除条例(平成24年木津川市条例第36号)第2条及第3号、同条例第5号及び精華町暴力団排除条例(平成23年精華町条例第30号)第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- ⑤ 一般競争入札参加資格審査申請書(以下「審査申請書」という。)の提出期限の最終日から開札日までの期間において、木津川市、精華町又は京都府の契約に係る指名停止等の措置要領に基づく指名停止がなされていないこと。
- ⑥ 木津川市精華町環境施設組合の構成市町(木津川市・精華町)の一般廃棄物処理業の許可(収集・運搬)を有している者であり、かつ構成市町に本店を置く者、又は令和3年4月1日時点において、直近5年間の公的機関における一般廃棄物の運搬の実績を有する者。
- ⑦ 2.(2)に規定する廃棄物運搬車両を自社で3台以上所有または本業務委託に支障が生じない内容で、長期リース契約により車両を所有している者であること。(レンタル契約は不可。)
- ⑧ 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第3条による一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。
- ⑨ 仕様書に示す委託条件を全て満たし、かつ本業務について誠実に

履行できることを確約できる者であること。

(2) 運搬車両及び積載量の要件

- ① 搬入車両はダンピングできる車両（観音開き・片開き、トレーラー、パッカー車は不可）であり10トン着脱装置付コンテナ専用車両車又は10トンダンプ車とし、9トン以上10トン未満の焼却灰等の搬出を一度に行える車両とすること。
- ② 積載物の落下、飛散、水垂等しない構造とし、ダンプアップ高さ7.5m未満の車両とする。
- ③ 搬入車両の大きさは計量ブースに設置しているトラックスケール（縦7.5m、横2.8m）で計量可能なものであること。
- ④ コンテナ又はダンプトラックは、天蓋又はパワーシート等荷台全部を覆うことができ、開閉扉の戸当たり部や後部ゲート部はゴムシートで完全密閉した水密性と防臭性が高い車両を使用すること。
- ⑤ 搬入車両は、大阪湾広域臨海環境整備センターの車両登録を受ける必要があるため、車検・点検時等を含め留意すること。
- ⑥ 積載量は、道路交通法、貨物自動車運送法令に定める積載量とする。
- ⑦ 運搬車両については、搬入先が大阪府堺市に所在するため、大阪府流入車規制による排出基準に適合する車両であること。

3. 入札参加申請書等の作成及び提出等

(1) 入札参加申請書等の入手方法

- ア. 交付期間 令和3年4月13日（火）から令和3年4月26日（月）まで（土・日曜日を除く午前10時から午後5時まで。但し、正午から午後1時までは除く。ただし、最終日は午後4時まで）
- イ. 交付場所 木津川市精華町環境施設組合ホームページからダウンロードすること。
窓口配布を希望する場合は、事前に下記問い合わせ先まで連絡すること。
ただし、窓口配布の場合は、木津川市精華町環境施設組合総務課窓口でのみ配布を行う。

(2) 入札参加申請書等の作成

作成にあたっての説明、注意書き等に留意して作成すること。なお、作成説明会は実施しない。

4. 仕様書に関する質問回答

(1) 質問については、指定の様式で電子メールにより木津川市精華町環境施設組合へ提出すること。

(e-mail アドレス : soumuka1@kizugawa-seika-kankyo.or.jp)

提出期限 令和3年4月13日(火)から令和3年4月19日(月)
正午まで

(2) 回答については、令和3年4月22日(木)電子メールにて回答する
他、木津川市精華町環境施設組合ホームページにて公表する。なお、
仕様書に対する質問回答については、本仕様書及び補足条件として取
扱うものとする。

5. 入札参加申請書等の受付

ア. 受付日 令和3年4月13日(火)から令和3年4月26日(月)
午前9時から正午・午後1時から午後4時まで

イ. 受付場所 木津川市精華町環境施設組合 総務課
(京都府木津川市鹿背山川向1番地2)

ウ. 提出書類

- ①一般競争入札参加資格審査申請書
- ②運搬車両の車検証の写し(リース車両の場合は、リース契約書の
写しを併せて提出する。)
- ③運搬車両の後方(車両番号が確認できること)、側面(コンテナを
積載した状態)の写真
- ④運搬業務員運転免許の写し
- ⑤一般廃棄物収集運搬業許可書の写し(ただし、自治体の委託契約
により一般廃棄物の運搬収集を行っている場合はその契約書の写
し)
- ⑥一般貨物自動車運送事業許可書の写し
- ⑦一般廃棄物運搬業務に係る業務実績調書(一般廃棄物収集運搬を
行っている契約書の写しでも可)

エ. 提出部数 1部

オ. その他 入札参加申請書等は郵送により提出すること。

6. 確認通知

入札参加資格の有無については、令和3年4月30日(金)までに別途通
知する。

7. 入札の手続き等

(1) 入札書の提出期限・開札の日時等

ア、提出期限 令和3年5月13日(木)午後4時(必着)

イ、提出先 木津川市精華町環境施設組合 総務課

〒619-0211 京都府木津川市鹿背山川向1番地2

ウ、開札日時 令和3年5月17日(月)午前10時00分から

エ、その他 入札書の提出については、郵送により提出すること。

開札の立会い者は、別途通知する。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、車両1台1回あたりの運搬の単価で記載し、入札書に記載された金額に当該金額の110分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は、切り捨てるものとする)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 入札参加資格審査申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札

イ 入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者の行った入札

(4) 落札者の決定方法

税抜予定価格以下で最低の価格により入札した者を落札者とする。

8. その他

(1) 本契約は、長期継続契約(契約期間 令和3年6月1日~令和6年5月31日まで)とする。令和3年度以降において、当該業務の契約に係る予算が木津川市精華町環境施設組合議会において、減額又は削除された場合は、本組合は、本契約を変更又は解除することができる。この場合、本契約を解除したことにより損害が生じた場合は、その損害の補償を本組合に請求することができる。

(2) 入札前の談合情報等により、入札が公平に行われないと認められるとき、又は災害その他のやむをえない理由があるときは、入札の中止あるいは、期日を延期することがある。

(3) 入札参加者が、1社の場合も有効とする。

(問い合わせ先)

木津川市精華町環境施設組合 総務課 担当：中川

TEL0774-72-1010 FAX0774-72-1020